

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 688 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 688 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 1 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 1 月 20 日（金） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

3 番 濱島 守

4 番 本田 貴士

5 番 鈴木 広子

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

9 番 神谷 登

10 番 成田 正彦

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

16 番 加古 俊治

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

19 番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 8 番 深谷 英一

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 688 回）

令和 5 年 1 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解除通知について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	報告 7	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 0	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 1	議案 3	農地法第 4 条第 1 項第 9 号に該当する旨の確認に係る届出について	
1 2	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
1 3	議案 5	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
 下谷 敏信
 事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 688 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 8、報告第 7 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、報告第 7 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』をご説明します。

市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の計 1 件です。畑が 1 筆で、転用面積は 47.00 m²、転用目的は駐車場です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 3 頁までの 8 件です。畑が 9 筆で、転用面積は合計で 1,689 m²です。転用目的は、住宅が 7 件、駐車場が 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 4 頁から 6 頁までの 8 件です。畑が 19 筆、田が 7 筆で、合計で 18,033 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 7 頁の 4 件です。田が 6 筆で、合計で 5,314 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解除通知について』をご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 8 頁の 1 件です。田が 1 筆で、1,102 m²の届出がありました。

続いて、報告第 6 号『農地改良届出について』をご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 9 頁の 3 件です。田が 4 筆、畑が 1 筆で、合計で 7,014 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しております。

最後に、報告第7号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』をご説明します。

議案書10頁の1件で、畑が5筆、田が6筆の合計で6,283㎡の届出です。

内容については、協議会にて農政課職員より説明させていただいたとおり、農業用施設用地への用途区域変更となります。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第1号から報告第7号までについて、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第9、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件のうち1番の案件と、日程第10、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の2件のうち1番の案件は関連がありますので、これらを一括上程します。

事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件のうち1番の案件と議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の2件のうち1番の案件をご説明します。

始めに、『農地法第3条の規定による許可申請について』のうち1番の案件は、農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書11頁の大府市農業委員会の許可案件1件で、畑が1筆、230.044㎡の申請です。

転用の目的については、営農型太陽光発電設備の太陽光パネルを設置するため、農地の上部空間に区分地上権を設定するためのものです。

区分地上権の設定は、農地法第3条第2項の但し書きの規定に該当しますので、許可要件を満たしております。

次に、『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』のうち1番の案件は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うものであり、議案書12頁の愛知県知事の許可案件1件、畑が1筆で、0.214㎡の申請です。

営農型太陽光発電設備の支柱部分を一時転用するもので、農地区分は、北崎インターチェンジから概ね300m以内にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

議案第1号のうち1番の案件と議案第2号のうち1番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

議案第1号のうち1番の案件は、区分地上権を設定するためであり、議案第2号のうち1番の案件は、えん堤を設けるなどをして、隣地への雨水流出対策をするため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号のうち1番の案件について、本申請を許可することと、議案第2号のうち1番の案件について、本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号のうち1番の案件は、原案のとおり許可することとし、議案第2号のうち1番の案件については、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第9、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件のうち2番の案件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件のうち2番の案件をご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書11頁の大府市農業委員会の許可案件1件、田が1筆で、1,119.00㎡の申請です。

取得の目的は、現在営農している農地に近く、農作業に都合がよいことから、規模拡大を図るために取得するものです。

議案の詳細については、協議会にて説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置 省悟 委員)

2番の譲請人は、いずれも所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満

たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号のうち2番の案件について採決します。
本申請を許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号のうち2番の案件は、原案のとおり許可することに決定します。

次に、日程第10、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の2件のうち2番の案件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の2件のうち2番の案件をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書12頁の愛知県知事の許可案件1件で、畑が1筆、324.00㎡の申請です。

この案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

なお、この案件は、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。
2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番の申請地は、整地のみです。雨水は、敷地内の雨水枡で集水後、東側の道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち2番の案件を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち2番の案件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第11、議案第3号『農地法第4条第1項第9号に該当する旨の確認に係る届出について』の1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第4条第1項第9号に該当する旨の確認に係る届出について』ご説明します。

所有者自ら農業用施設などへ転用する農地の面積が2a未満の場合に届出がされるもので、議案書の13頁の1件です。協議会で担当からの説明のとおりの問題はないと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、山口茂樹委員どうぞ。

(山口茂樹委員)

1番の申請地は、農業振興地域ですが、農用地区域外なので、用途変更不要です。雨水は、道路側溝へ排水されるため。隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見はございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり確認受理することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり確認受理することに決定いたします。

次に、日程第12、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の2件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』についてご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、『農用地利用集積計画』が提出されています。

議案書14頁の2件で、内訳は、畑が2筆で、合計で1,384㎡の申請です。市内の方が2名で、いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第13、議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)』の3件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』についてご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の15頁の3件で、内訳は、田が2筆、畑が4筆、合計で12,155㎡の申請です。

市内の方が2名で、市外の方が1名です。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 5 号は、原案のとおり決定します。

(久野一弘 議長)

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第 688 回総会を閉会します。